

松浦市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年10月27日

松浦市監査委員 丸田 久永

松浦市監査委員 川下 高広

監査結果報告

1 監査の種別 定期監査

2 監査の対象 長寿介護課

3 監査の期間 令和3年10月1日から15日間

4 監査の範囲及び方法

令和3年8月末までの財務に関する事務の執行等が法令等に基づき適正かつ効率的に行なわれているか、次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた関係資料等を検査照合し、必要に応じて担当職員からの説明聴取を行うなどの方法により監査を実施した。

5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正に行われているか。
- (2) 支出事務は適正に行われているか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産管理事務は適正に行われているか。

6 監査の結果

1 総括

監査の結果、対象とした財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、概ね適正に行われていると認められるが、次のとおり是正又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した是正又は改善を要する事項については、必要な措置を講じるとともに、軽易な事項として口頭により指導し、記載を省略した事項にも留意の上、適正な事務の執行に努められたい。

2 指摘事項等

(1) 収入事務

【指摘事項】

介護保険特別会計の諸収入（情報開示・手数料）について、納期限経過後も未納となっているものがあった。

(2) 契約事務

【指摘事項】

予定価格調書を作成する必要がある事案について、予定価格調書を作成していないものがあった。松浦市財務規則第86条第3項の規定に基づき適正に処理されたい。

【指導事項】

ア 予定価格が5万円を超えるものについての1者随意契約を行う場合の実施同等で、根拠法令の適用条項（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）の記載はあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものがあった。決裁文書には「松浦市財務規則

第86条第4項ただし書きの規定により1者随意契約とする」旨も併記し、法令及び例規に該当する根拠を明示されたい。

イ 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託契約について、福島診療所と契約を締結するため、本契約の委託者（甲）を副市長としているが、市長印が押印されていた。

(3) 財産管理事務

【指導事項】

緊急通報機器の貸与に関して、貸与契約書に機器を利用する必要がなくなったときは返還することが定められているが、返還されていない事案が見受けられた。適正な管理を行われたい。

7 措置状況について

監査の結果に基づく措置の状況について、令和3年11月24日（水）までに報告されたい。報告期限までに措置が講じられない事項がある場合については、指摘事項等に対して未措置である理由を記した未措置理由書も併せて提出されたい。

※指摘事項、指導事項等の区分については、別添「監査結果の取扱基準」を参照されたい。

監査結果の取扱基準

令和2年5月22日
松浦市監査委員事務局
令和3年5月19日変更

1. 勧告（地方自治法第199条第11項）

公務の執行や信頼性などに大きな影響を及ぼすおそれが考えられるため、特に措置を講ずる必要があると認められるもの

2. 指摘事項（地方自治法第199条第9項）

法令等に違反する事項又は不当もしくは適正を欠く事項等で、是正又は改善を求めることが適当と認められるもの

- (1) 法令・例規に違反しているもの
- (2) 機関の意思決定が適切になされていないもの
- (3) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (4) 予算を目的外に支出しているもの
- (5) 不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- (6) 前回の指摘事項等のうち、是正・改善がなされていないもの
- (7) その他不当又は適正を欠く事項

3. 指導事項（地方自治法第199条第9項）

指摘事項よりは軽微な事項であるものの、是正又は注意喚起を求めることが適当と認められるもの

4. 検討事項（地方自治法第199条第9項）

経済性、効率性、有効性その他適正な事務処理の観点から改善について検討を求めるもの

5. 意見（地方自治法第199条第10項）

組織及び運営の合理化に資するために付するもの
措置状況の報告は求めない。

6. 口頭指導（公表の対象外）

記載漏れ等で、直ちに是正が可能な軽微なもの
関係書類等の該当部分に付箋等を貼付して指導するにとどめる
措置状況の報告は求めない。